

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第57回）議事録

1 日時 令和3年7月7日（水）10：30～11：28

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

森川 博之（部会長）、岡田 羊祐（部会長代理）、石井 夏生利、
大橋 弘、熊谷 亮丸、高橋 利枝（以上6名）

（2）専門委員（敬称略）

三友 仁志、相田 仁（以上2名）

（3）総務省

<総合通信基盤局>

二宮 清治（総合通信基盤局長）、林 弘郷（総務課長）

・電気通信事業部

北林 大昌（電気通信事業部長）、木村 公彦（事業政策課長）、
川野 真稔（料金サービス課長）、
田中 一也（料金サービス課課長補佐）、
河合 直樹（料金サービス課課長補佐）、
瀬島 千恵子（料金サービス課課長補佐）

（4）事務局

成田 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）答申案件

① 「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」について

【令和3年1月22日付け諮問第1231号】

（2）議決案件

① 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和2年4月6日付け諮問第1230号】

開 会

○森川部会長 皆様、おはようございます。

ただいまから情報通信審議会第57回電気通信事業政策部会を開催いたします。先生方、よろしくお願いいたします。

本日はWeb会議にて会議を開催しております、委員8名中5名が現時点で出席しており、定足数を満たしております。

Web会議となりますので、皆様御発言の際はマイク及びカメラをオンにさせていただいて、お名乗りいただいた後に御発言をお願いいたします。

あと、また本日の会議の傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

それでは初めに、先日、総務省幹部の皆様には人事異動があったと伺っております。事務局から御紹介いただけたことですので、よろしくお願いいたします。

○成田総合通信管理室長 それでは、本会議に出席している異動がありました幹部につきまして、順に紹介させていただきますので、一言御挨拶いただきたいと思います。

まず、二宮総合通信基盤局長、お願いいたします。

○二宮総合通信基盤局長 おはようございます。二宮でございます。7月1日付けで総合通信基盤局長を拝命しております。よろしくお願いいたします。

○成田総合通信管理室長 ありがとうございます。

続きまして、北林電気通信事業部長でございます。

○北林電気通信事業部長 同じく7月1日付けで電気通信事業部長を拝命しました北林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○成田総合通信管理室長 ありがとうございます。

続きまして、林総務課長でございます。

○林総務課長 同じく7月1日付けで総合通信基盤局総務課長を拝命いたしました林と申します。よろしくお願いいたします。

○成田総合通信管理室長 ありがとうございます。

最後になりますが、木村事業政策課長でございます。

○木村事業政策課長 おはようございます。木村でございます。私も同じく7月1日付けで事業政策課長を拝命いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○成田総合通信管理室長　　ありがとうございます。

　　以上で紹介を終わります。

○森川部会長　　ありがとうございます。

答申案件

①「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」について

【令和3年1月22日付け諮問第1231号】

○森川部会長　　それでは、御手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思
います。

　　本日の議題は、答申案件が1件、議決案件が1件でございます。

　　初めに、答申案件の諮問第1231号「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在
り方」について御審議をお願いできればと思います。

　　本案件は、前回の部会にて答申（案）について意見募集をすることにしておりました。
本日は意見募集の結果や意見募集を踏まえた答申（案）について、ユニバーサルサービ
ス政策委員会主査の三友専門委員及びユニバーサルサービス政策委員会事務局から御説
明いただきます。

　　それでは三友専門委員、お願いいたします。

○三友専門委員　　三友でございます。ユニバーサルサービス政策委員会主査を仰せつか
っております。

　　諮問第1231号「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」答申（案）に
寄せられた御意見とそれらに対する考え方について、ユニバーサルサービス政策委員会
における検討結果を御報告いたします。

　　本年5月19日の当部会での御審議を踏まえ、5月21日から6月21日までの間、
答申（案）に対する意見募集が行われました。その結果、法人から5件、個人から8件、
計13件の意見の提出がございました。これらの意見につきまして、6月28日にユニ
バーサルサービス政策委員会を開催し、委員会として考え方を整理いたしました。その
検討結果につきましては、資料57-1-1にお示ししております。

　　また、第一種公衆電話の設置基準の緩和によりまして、利便性の低下が生じるることか

ら、設置台数の削減を実施するに当たっては、国民・利用者に対して丁寧な周知・広報が図られる必要がある旨の御意見がございました。委員会としては、御指摘のとおりと考え、答申（案）にこの旨を追記いたしました。

修正後の答申（案）につきましては、資料57-1-2のとおりでございます。これらの詳細については、事務局から説明をお願いいたします。

○瀬島料金サービス課課長補佐　事務局でございます。資料57-1-1の御説明をさせていただきます。

1ページ目は意見提出の一覧でございます。先ほど御紹介がございましたように意見提出者13件、法人5件、個人8件でございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページ目、こちらは全般の意見でございます。

意見1、公衆電話の収益の減少は、提供側が時代に応じた変化の努力を怠ったためであり、このままユニバーサルサービスを名目に維持することには反対。ユニバーサルサービス料への負担をかけないため、費用削減と収益向上の努力が必要という御意見を頂戴しました。

考え方としましては、公衆電話については、その利用が減少し続けていますが、費用の大宗を端末費用が占めていることから、効率化を図るため、設置基準の緩和を図ることが適当と考えます。また、設置基準の緩和を図った場合であっても、NTT東西においては、可能な限り効率化の取組を進めることが望ましいと考えます。なお、NTT東西は、公衆電話の効率化に加えて、その活用方策について各地域とも連携して検討すべきと考えます。

続きまして、意見2、こちらは答申（案）に賛成という御意見がございました。考え方としましては、賛同の御意見として承っております。

意見3、こちらはKDDI株式会社様よりの御意見でございます。まず、答申（案）に賛成という御意見でございますが、2つ目の意見としまして、第一種公衆電話の設置台数の削減を実施することについて、国民・利用者に対して積極的な周知・広報を通じて、コンセンサスを形成する必要がある。災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づけるに当たり、交付金の算定方法の検討に際しては、可能な限り透明性を高めることが重要という御意見を頂戴しました。

考え方3でございます。賛同の御意見として承ります。先ほど三友主査から御説明がございましたように、御指摘のとおり、実際に第一種公衆電話を削減する際には、国

民・利用者に対して、丁寧な周知・広報が図られる必要があると考えられることから、その旨が明らかになるように追記しますということで、資料57-1-2、答申（案）おめくりいただきまして、24ページを御覧いただけますでしょうか。

24ページの一番下の行でございます。周知広報の必要性の項目に、設置基準等の見直しに伴って、第一種公衆電話が今後削減される場合、「国民・利用者に対して丁寧な周知・広報が図られる必要があるとともに」、こちらの文言を追記する案をつくらせていただいております。

考え方の3つ目でございます。また、交付金の算定の検討に当たっては、透明性の確保を含め、適切な手続を取ることが適切と考えますとしてございます。

続きまして、意見4、こちらは個人の方でございます。常設公衆電話は非常時のインフラとなっている。災害インフラと割り切って維持するか、少しでも日常使いを増やす策を検討すべきという御意見を頂戴しました。

考え方でございます。第一種公衆電話は、災害時等の非常時の連絡手段として利用されており、「社会生活上の安全」としての役割が期待されていると考えられることから、引き続き、ユニバーサルサービスとして位置づけることが適切と考えます。なお、NTT東西は、公衆電話の効率化に加えて、その活用方策について各地域とも連携して検討すべきと考えますとしてございます。

意見5、こちらはNTT東西様でございます。公衆電話の利用が減少する中、公衆電話の設置基準の見直しによる効率化は必要。災害時用公衆電話については、引き続き災害時の通信手段の確保に関する役割も全うしていく考えという御意見を頂戴しました。こちらは賛同の御意見として承っております。

続きまして、第2章、ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方についての御意見でございます。

意見6、こちらはソフトバンク株式会社様より御意見を頂戴してございます。

公衆電話は、ユニバーサルサービスとして引き続き維持することに賛同。こちらは賛同の御意見でございました。

意見7、こちらは楽天モバイル株式会社様でございます。第一種公衆電話は引き続きユニバーサルサービスとして位置づけることが適切。こちらも賛同の御意見として承っております。

意見8、こちらはソフトバンク株式会社様でございます。携帯電話の普及状況を含む

環境変化に伴い、公衆電話のユニバーサルサービスにおける位置づけの再検討を行うに当たっては、過去の答申等に基づく現行の戸外・災害時における公衆電話の在り方等を踏まえた検討が必要ということで、修正の御意見を頂戴してございます。

修正案としましては、2行目から読み上げます。一方で公衆電話特有の通信手段としての有用性も存在するため、ユニバーサルサービス制度における公衆電話の位置づけについても、今後、携帯電話の普及状況を含む環境変化や戸外・災害時における通信の在り方を見極めつつ、検討していく必要があるという御意見を頂戴しました。

考え方8でございます。公衆電話については、引き続き「社会生活上の安全」としての役割が期待されていること、また、従前に比べて低下しているものの「戸外における最低限の通信手段」としての役割がなくなったとまでは言えないことから、現時点ではユニバーサルサービスとして位置づけることが適当と考えます。

今後、公衆電話の位置づけについて検討するに当たっては、公衆電話特有の機能や有用性だけでなく、通信利用環境全体を俯瞰しつつ総合的な検討を行う必要があり、「携帯電話の普及状況を含む環境変化」を見極めつつ検討するという原文を維持することが適当と考えます。

次に、第3章、災害時用公衆電話についてでございます。

8ページ、意見9、こちらはNTT東西様でございます。災害時用公衆電話はユニバーサルサービスとして運用していくべきという賛同の御意見を頂戴いたしました。

意見10、こちらは個人の方でございます。常設の公衆電話を災害時のために維持させるのは疑問があり、この点から災害時用公衆電話の推進に賛成という御意見を頂戴しました。賛同の御意見として承っております。

意見11、こちらはNTT東西様でございます。事前設置型の災害時用公衆電話については、現行の設置状況を踏まえた基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同。事後設置型の災害時用公衆電話については、定義を引き続き検討していただきたいという御意見を頂戴しました。

考え方11でございます。賛同の御意見として承ります。事後設置型の災害時用公衆電話についても、災害時における果たす役割は事前設置型と同じであることから、引き続きどのようにすべきかについては継続して検討する必要があると考えますとしてございます。

続きまして、意見12、こちらにもNTT東西様でございます。災害時用公衆電話につ

いて、社会的意義も含め、広く負担していただくことに賛成。災害時の連絡は、その特性を踏まえた検討が必要。その特性といいますのは、災害時の連絡は平時に比べ、携帯電話宛てや県外等の遠方への安否確認、安否連絡も多く、そういった特性ということでございました。

考え方12でございます。賛同の御意見として承ります。御意見にある特性については、災害時用公衆電話がユニバーサルサービスとして位置づけられ、利用状況に関するデータが蓄積されていく中で、今後、必要に応じて見直しを行うことも検討に値すると考えます。

意見13、楽天モバイル株式会社様でございます。災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づける場合には、接続料も含め、費用負担の在り方について検討すべきという費用負担についての御意見を頂戴しました。

考え方でございます。補填額の検討に当たっては、国民・利用者や接続電気通信事業者等の関係者の理解を十分に得られるよう、交付金全体の規模を適切に抑制する観点から、具体的な補填の範囲や導入時期について適時適切に判断する必要があると考えます。

続きまして、第4章、第一種公衆電話の設置基準についてでございます。

意見14、こちらは個人の方でございます。第一種公衆電話の設置基準の考え方について賛同する。設置基準については、地域の実情に沿って柔軟にすることが必要であり、国民の安心、安全の確保が必要となるという御意見を頂戴しました。

考え方でございます。賛同の御意見として承ります。第一種公衆電話がより必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及びNTT東西において具体的な設置の考え方について整理することが適切と考えますとしてございます。

続きまして意見15。NTT東西様でございます。第一種公衆電話の設置基準の考え方について賛同するという御意見を頂戴しました。

続いて、意見16、こちらは個人の方でございます。公衆電話の設置基準を4分の1に緩和するのは急過ぎないか。削減するにしても段階的に様子を見ながら進める必要があるという御意見を頂戴しました。

考え方としまして、第一種公衆電話については、撤去に一定の期間を要することが考えられ、国民・利用者に対して丁寧な周知・広報が図られる必要があると考えます。このため、考え方3のとおり、この点を追記します。メッシュ基準を緩和した場合であつ

ても、それに伴う利用者の利便性の低下をできるだけ軽減するための工夫を講じることが求められると考えます。

3つ目の考え方につきましては、意見16の3つ目の御意見でございますが、公衆電話の数を削減するのであれば、学校内で被災した場合に備え、小・中学生の携帯電話の学校への持込みについて検討する必要があるという御意見に対してでございます。なお、本答申案においては、第一種公衆電話の設置基準を緩和する一方で、御意見のように災害時における通信手段の確保のため、災害時用公衆電話をユニバーサルサービスとして位置づけることを併せて提言しています。

意見17、こちらは個人の方でございます。設置基準の在り方を検討し効率化することは賛成。総務省告示のメッシュカバー率などの算定根拠を明確にして公平性を担保しつつ効率化を検討してはどうか。メッシュ基準も2キロまで延長するのではなく、等しく1キロメートル四方とし、市街地は2台以上、月1,000円未満は廃止するという基準はどうか。第一種公衆電話の定義である社会生活上の安全及び最低限の通信手段を確保するという観点は変更しないという御意見を頂戴しました。

考え方でございます。メッシュ基準の考え方を維持しつつ、第一種公衆電話の効率化を図る観点からその緩和を図る一方で、それに伴う利用者の利便性の低下をできるだけ軽減するための工夫を講じることが求められる。このため、より必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及びN T T東西において具体的な設置の考え方について整理すべき。また、第一種公衆電話は「社会生活の安全」及び「戸外における最低限の通信手段」を確保する観点から、引き続きユニバーサルサービスとして位置づける、このような考え方を示してございます。

続きまして、意見18、こちらは個人の方でございます。公衆電話は、今後も公共性が高い施設に対して設置を義務づける方針がよいと考えるという御意見を頂戴しました。

考え方でございます。第一種公衆電話については、より必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及びN T T東西において具体的な設置の考え方について整理すべきと考えます。

続きまして、意見19、こちらは個人の方でございます。必ずしも24時間アクセスでなくても、一日の大半が使えるような公衆電話は第一種公衆電話としてよいのではないかという御意見でございます。

考え方として、賛同の御意見として承ります。第一種公衆電話については、メッシュ

基準を緩和して効率化を図りつつも、より必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及びN T T東西において具体的な設置の考え方について整理すべきと考えます。なお、公衆電話の設置場所そのものは必ずしも戸外である必要はなく、容易に出入りすることができる場所に設置することを重視することが適当と考えますとしてございます。

意見20、こちらは楽天モバイル株式会社様でございます。公衆電話サービスを維持するための費用については可能な限り抑制を図ることが重要。第一種公衆電話の設置基準緩和に当たっては、第二種公衆電話や災害時用公衆電話の設置状況も鑑み、利用者利便低下の抑制も考慮すべきという御意見を頂戴しました。

考え方20でございます。災害時用公衆電話については、交付金全体の規模を抑制する観点から、第一種公衆電話の効率化の状況を見極めながら、具体的な補填の範囲や導入時期について適時適切に判断する必要があると考えます。第一種公衆電話の設置基準を緩和して効率化を図りつつも、より必要とされる場所に重点的に残されるよう、利用者の意向や利用実態に配慮した上で、総務省及びN T T東西において具体的な設置の考え方について整理すべきと考えます。

続きまして、第5章、第一種公衆電話の補填についてでございます。

意見21、こちらはN T T東西様でございます。公衆電話の社会的意義も踏まえ、ユニバーサルサービス料で撤去費用の負担も必要。こちらは賛同の御意見として承っております。

意見22、楽天モバイル株式会社様でございます。第一種公衆電話の費用負担の在り方について十分な検討が必要という御意見を頂戴しました。

考え方でございます。第一種公衆電話に係る費用については、設置基準を緩和して、全体として効率化を図ることとした上で、公衆電話の円滑な提供の確保のために必要な台数の維持（効率化に必要となる撤去費用を含む）については、交付金の対象とすることが適当と考えますというような考え方を整理させていただきました。

こちらについて、ユニバーサルサービス政策委員会で御議論いただきましたので、報告をさせていただきます。御審議方よろしくお願いいたします。

○森川部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまいただいた御説明につきまして、何か御意見あるいは御質問等ございましたら、チャットでお知らせいただけますでしょうか。先生方、いかがでしょうか。

か。

○熊谷委員　　すいません、よろしいでしょうか。

○森川部会長　　お願いいたします。

○熊谷委員　　熊谷でございます。ありがとうございます。

御説明いただきました答申案に対する意見及び考え方についてコメントいたします。

今般、公衆電話の在り方について、時代の変化を踏まえた見直しの方向性に関する答申がまとまったことは大変意義のあることだと思います。

先週末も大雨による土石流という深刻な災害がありました。日本は災害大国であり、携帯電話やネットの普及が進む一方で、避難所におられるお年寄りを含めた誰もが災害時に家族や親戚に連絡を取ることができる公衆電話には、今なお社会的に大きな意義があると考えます。

今回の見直しを実行に移すに当たっては、国民・利用者に対して丁寧に周知していくことが肝要だと考えます。総務省とNTT東西においては、答申を踏まえ、利用者への周知と制度の導入のための準備をぜひとも丁寧に進めていただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○森川部会長　　熊谷先生、ありがとうございました。御指摘のとおりだと思います。

ほかにはいかがですか。何かございませんか。

○森川部会長　　相田専門委員、お願いいたします。

○相田専門委員　　ただいま資料を御説明いただいていたってちょっと気になりましたので。

考え方11のところ、2つ目の丸の後半です。引き続きどのようにすべきかについては継続して検討することが必要と考えますということの主語がちょっと明確でないかなと思ひまして。

このタイトルのところでは、災害時公衆電話の設置基準の考え方についてとなっているんですけども、意見11でNTT東西様が求められているのは、事後設置型の災害時公衆電話の定義について引き続き検討していただきたいとなっていて、これが事後設置型災害時公衆電話の定義について継続検討することが必要という文章なのか、設置基準について継続して検討することが必要と考えるのか、あるいはそこら辺を含めた在り方について継続して検討することが必要と考えるのか、何かそこら辺、もうちょっと言葉を補ったほうがいいのではないかなと思ひましたので、発言させていただきました。

以上でございます。

○森川部会長　ありがとうございます。

事務局から何かございますか。

○瀬島料金サービス課課長補佐　事務局でございます。こちらにつきましては、災害時用公衆電話の設置基準の考え方についてということでございまして、設置基準に定義も含めて、今、現行記載されているものですから、設置基準だったり定義についてはこれから引き続き検討という形で、このような考え方をつくらせていただいたところがございます。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは、ほかに何かございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、資料57-1-1の意見募集結果に対する当部会の考え方を了承したいと思います。なお、先ほどの相田専門委員からの御指摘につきましては、調整の必要があれば、事務局と私のほうで文言の修正をさせていただき、公表したいと思います。また、資料57-1-2の答申（案）につきましては、答申（案）どおり答申することにしたと思いますけれども、いかがでしょうか。

御異議がある場合はお知らせいただけますか。

（異議の申出なし）

ありがとうございます。それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、お願いいたします。

○二宮総合通信基盤局長　委員の皆様方におかれましては本年の1月の諮問以降、御審議をいただきまして、本日、「社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方」について答申を取りまとめたいただきましたことを心より御礼を申し上げます。

ユニバーサルサービス制度は平成14年度に創設をされ、平成19年度からユニバーサルサービス基金により補填が開始されております。本格的な制度が運用されてきたところがございますけれども、公衆電話につきましては、制度創設時点から見直しが行われておりませんでした。今般モバイル通信の普及、人口減少、頻発する自然災害など、社会経済環境が変化している中、ユニバーサルサービスとしての公衆電話の在り方について、初めて本格的な見直しの検討を行っていただいたところがございます。

本答申を受けまして、総務省といたしましては必要な制度整備に着手いたしますと

もに、効率化を進めつつも国民・利用者の利便の低下につながることはないよう、NTT東西とも連携しながら丁寧に実際の制度運用に努めてまいりたいと考えております。また、先ほど熊谷委員のほうから御指摘いただきました周知につきましても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、重ねてとなりますけれども、改めまして委員の皆様方の御協力に感謝を申し上げますとともに、今後とも情報通信行政の推進に当たり、様々な面でのお力添えを賜りたくお願いを申し上げます。

どうもありがとうございました。

議決案件

①「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について

【令和2年4月6日付け諮問第1230号】

○森川部会長　　ありがとうございます。

それでは、続きまして議決案件について審議いたします。諮問第1230号「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」につきましても、接続政策委員会主査の相田専門委員及び接続政策委員会事務局から御説明をお願いいたします。

それでは相田専門委員、お願いいたします。

○相田専門委員　　接続政策委員会の主査を務めております相田でございます。諮問1230号「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」につきましても、接続政策委員会における調査の結果を御報告させていただきます。

本件につきましては、令和2年9月18日に開催されました第54回電気通信事業政策部会におきまして、「I P による相互接続開始に向けた方針整理」として一部答申が取りまとめられたところでございます。その後、同年10月以降、最終答申の取りまとめに向けて接続政策委員会を計10回開催し、事業者ヒアリングや論点整理などの議論を積み重ねてまいりました。それで今般、御手元の資料57-2-1のとおり「I P 網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて」として、委員会の報告書を取りまとめたところでございます。

報告書の目次を御覧いただければと思いますけれども、第1章の「I P 網への移行後

に向けた音声接続料の在り方」では、令和7年1月から設備移行に係る全工程を完了した後のIP網によるサービス提供というものが始まることを見据えまして、IP網に移行した後のメタルIP電話とひかり電話の接続料の算定方式等について整理を行いました。また、着信事業者が料金設定権を有することに伴う問題及び着信事業者が設定する接続料に関する課題への対応についても整理を行いました。

第2章の「IP網への移行過程における音声接続料の在り方（加入電話）」では、令和5年1月から加入電話の接続ルート切替えが始まることを踏まえ、第1章に至るまでの間、令和4年度以降の加入電話の音声接続料の算定方式等について整理を行いました。

第3章の「IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方」では、IP網への移行も含めて制度導入当時と現在との状況の変化を踏まえまして、第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者及び設備の範囲について整理を行いました。

詳細につきましては、委員会事務局から御説明いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○河合料金サービス課課長補佐　それでは、委員会事務局、料金サービス課の河合より、資料57-2-2の概要資料によりまして、報告書の詳細を引き続き御説明させていただきます。

資料をおめくりいただきまして、右肩1ページが報告書の構成でございます。

続きまして、資料2ページにお進みいただけますでしょうか。こちらは、「はじめに」といたしまして、ただいま相田主査から御説明のありました昨年9月に取りまとめた一部答申の概要、また、本報告書での整理事項を記載しております。

続きまして、資料の3ページにお進みください。こちらから、第1章「IP網への移行後に向けた音声接続料の在り方」の内容をお示ししてございます。ページ下方の図にお示ししておりますとおり、IP網への移行によりまして、加入電話はメタルIP電話として提供されることとなり、その中継についてはIP網により行われることとなります。

こうした点を踏まえまして、IP網へ移行後のメタルIP電話とひかり電話の接続料は同一の接続料として算定すること、また、回線の収容等に係る機能はLRIC方式で、NGNにより提供される機能は実際費用方式で原価算定をするという形で整理しております。

続いて4ページにお進みください。こちらでは、着信事業者が料金設定権を有するこ

とに伴う課題について記載してございます。加入電話から携帯電話にかける通話では、これまで着信側の携帯電話事業者が料金設定権を有する状況が継続してまいりました。このことによりまして、下の図にお示ししておりますとおり、通話料金が3分当たり最大120円と、10年近くにわたって高止まりが継続しているという状況となっております。

この点につきまして、競争促進等の観点から、加入電話発携帯電話着の通話の料金設定権を着信事業者には認めないことが適当と明記いただくとともに、そのための制度的担保措置を講じることが必要と整理いただいたところでございます。

続きまして、5ページでございます。こちらに本件に関する事業者の対応をお示しております。今般の接続政策委員会での御検討を通して、NTT東西及び携帯電話事業者は協議の上、今年の10月1日から、加入電話から携帯電話にかける通話の料金設定権を発信側のNTT東西に移行するという方針を発表しております。またその旨、接続政策委員会に報告があったところです。

NTT東西の発表、報告によりますと、移行後の通話料金は3分当たり48円が予定されているということで、本件議論開始前の3分当たり最大120円という料金と比較いたしますと、大幅な料金の低廉化が実現することとなったところです。

また、同じページに記載しておりますが、KDDI及びソフトバンクは、10月1日の料金設定権移行までの間の暫定的な措置といたしまして、通話料金を現在のNTTドコモと同水準の3分当たり60円に引き下げる対応を、本年5月1日から既に実施しているところです。

続きまして、6ページにお進みください。6ページでは、一部答申からの継続検討事項でございますが、着信事業者が設定する接続料に関する課題について記載しております。

ユーザ料金の低廉化と事業者間の公平性の確保という2つの課題への対応といたしまして、一部答申では着信接続料規制の導入について検討を進めることとしていたところです。

この点につきまして、今般、事業者からのヒアリング等も改めて実施しつつ検討した結果として、着信接続料が携帯電話の通話料金に与える影響が限定的であることや、また、着信接続料規制導入に係る規制コストを踏まえると、現時点では着信接続料規制を導入することは適当ではなく、引き続き本件に係る実態を注視していくことが必要とい

う形で整理しております。

続いて7ページにお進みください。こちらから第2章といたしまして、I P網への移行過程における音声接続料の在り方、そのうち加入電話の部分についての内容をお示ししております。

7ページの方にお示ししておりますとおり、I P網への移行に係る一連の工程の中で、令和5年1月から2年間をかけて加入電話に係る接続ルートの切替えが実施される予定となっております。

このことを踏まえまして、第2章では、加入電話の次期接続料算定方法の適用期間を来年、令和4年4月から令和6年12月までの3年弱とし、その間の接続料算定方法等を整理いたしました。

まず7ページ、上から2ポツ目でございますが、I P網への移行に伴い、加入電話の提供に新たに使用されるメタル収容装置等については、新たに一種指定設備として指定すべきという形で整理しております。

また、同じページの上から4ポツ目のとおり、接続ルート切替えの時期については事業者ごとに異なってくるという中におきまして、接続料負担の事業者間の公平性の確保という観点から、接続ルート切替え前後での接続料の負担を単一にすることが適当という形で整理しております。

続いて8ページでございます。1ポツ目で、この単一の接続料の算定方法につきましては、移行前の網に対応したP S T N－L R I Cモデルでの算定値、また移行後の網に対応したI P－L R I Cモデルでの算定値の加重平均を用いることといたしまして、その加重平均の割合については、I P網へのトラヒックの移行割合により定めるという形で整理しております。

続いて9ページでございます。加入電話について、1ポツ目、2ポツ目でございますが、移行期間中におきましても引き続き価格圧搾のおそれの検証等が必要であること、また、5ポツ目から7ポツ目でございますが、移行期間中の東西別接続料への是正は現実的ではないものの、移行完了後に向けて是正について引き続き検討が必要であるという形で整理したところでございます。

同じ9ページ、第2章の最後といたしまして、ここまで整理した方法により、令和4年度から3年間の加入電話の接続料を試算した結果をお示ししております。

表の一番下の行、オレンジ色のマーカ部でございますが、令和4年度から令和6年に

かけて接続料が下がっているという試算結果を御覧いただけるかと思えます。この傾向につきましては、年度が進むにつれてIP網へのトラヒックの移行が進むことを反映したものと考えられるところです。

○田中料金サービス課課長補佐 第3章について御説明をさせていただきます。

10ページでございます。第3章「IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方」というところでございます。上の四角でございます1行目、第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲というところについてでございます。

第一種指定電気通信設備制度につきましては、都道府県ごとに加入者回線の占有率が50%を超えた事業者について、その事業者の設備を指定し、他事業者への開放を求めている制度となっております。

この制度自体は平成9年の電気通信事業法の改正によって導入されたわけですが、その当時からサービスが電話からインターネットに変わっていったという状況であるとか、電話自体のトラヒックも変化が生じている、また、実際に他事業者が接続をする際などのネットワークの状況も、このIP網への移行などを踏まえて変わっていった、あるいは変わっているような状況になっている、接続自体が都道府県ごとでつないでいたものが、東日本・西日本といったような単位でつながっている、こういったような事情を踏まえまして、現在の都道府県で占有率を算定するものについて、東日本・西日本の範囲で指定事業者を決定するための加入者回線の占有率を算定することが適当というような整理をいただいているところでございます。

2つ目の白丸でございますが、とはいえ特定の地域でアクセスを占有する事業者が生じた場合には、こういった事業者の設備についてボトルネック性が生じる等がございますので、加入者回線あるいは固定端末系伝送路設備の状況ということについては、引き続き、都道府県ごとの状況の把握が可能となるようにしていくべきである。また3つ目の白丸でございますが、こういった様々な状況を踏まえて、仮に特定の地域でアクセスを占有する事業者が生じた場合にも対応できるよう、東日本・西日本での算定を基本としながらも、都道府県単位等により算定する余地も残しておくことが適当と整理いただいております。

また、下の加入者回線の占有率の考え方についてでございますが、こちらについては現在50%を超えた場合としてございます。これについては、当時、50%を超える場

合には交渉上常に優位になるのという理由や、独占禁止法等の考え方を踏まえて定められたところがございますが、これについても、見直しが今回のタイミングで必要かというところを御議論いただいたところがございますけれども、これについては、特段IP網への移行によって影響が変わるところではないだろうということで、直ちに見直しをすることは不要ではないかという御議論をいただいたところがございます。

続きまして、11ページをお開きください。前の10ページにおきましては、どういった事業者についてというところございましたが、こちらは事業者のどのような設備について指定をすべきかというような部分でございます。一番上の基本的な考え方でございますが、現在のネットワークや接続の実態等に合わせて、指定の対象となる設備の範囲については見直しを行うべきであるという、時代に合わせて変えましょうというところを記載いただいた上で、特に御議論となりましたのは県間通信用設備についてでございます。

県間通信用設備については、例えば東京から埼玉につながる場所の伝送路設備等についてでございますが、これまでは指定する設備の範囲というのは、基本、都道府県という単位、都道府県に設置をされているものということでございまして、この県間通信用設備については指定の対象外として運用上取り扱われてきたところがございます。

これについて、県間通信用設備といったときに、実際の接続を見ますと、3つほど県間通信用設備が使われている場面がございまして、白丸の1つ目でございますが、PPPoE接続ということで、現在都道府県ごとにISP接続をする場合に基本使われているようなものでございます。

また、IP音声接続ということで、今回マイグレーションでIP電話に移行していくところの音声、電話のところの接続、また、IPoE接続ということで、これは東京、大阪というのを基本的なPOIとして、全国向けのサービス提供のためにISPがつながっているような接続でございます。

これらのうちPPPoE接続につきましては、各都道府県で接続が可能であるといったような事情を踏まえると、不可避的に県間通信用設備を使わなければいけないという状況ではないということですので、これ以外の部分、東京、大阪でつながるIP音声接続、また全国提供及び東京、大阪でのPOIというのを基本としているIPoE接続というものについては、県間通信用設備については加入者回線と一体的に使う必要があるだろうということで、これはボトルネック性を有する設備として、制度による規律の対

象とすることを前提に検討することが適当という整理をいただいたところでございます。

また、2つ目の丸でございます。県間通信用設備については、自己設置のものと他社から調達をして使っているようなものもある中で、自己設置のものは適正原価、適正利潤で、他社から調達したものはそうではないというところはバランスの面でも適切ではないといったような話も踏まえまして、他社設備も含めて一体的に規律することが適切という整理をいただいたところでございます。

これについては、自己設置の設備と他社設備利用に係るコストを一体的に接続料原価に算入してはどうかと。現在も通信設備使用料としてそういった例もございますので、そういった議論もしていただいたところでございます。

3つ目の白丸でございますが、この他社から調達する部分につきまして、この調達が競争的に行われていなければ接続料原価について競争が生じず、高止まりしてしまうようなところもあることから、調達が競争的に行われる必要があるだろうということで、調達の実施状況を把握し、必要な場合には総務省においてルールを検討等を行うべきであると整理をいただきました。

また、その他の事項というのが中ほど以降にございますが、1つ目の白丸につきましては、固定通信設備自体をハードとして指定するというのではなくて、機能そのものに着目したような制度の在り方についても検討することが重要であるといったような御指摘、また、競争が機能するような形で合理的、効率的なネットワークが構築されるよう、その構築に当たっても多くの人の意見、知恵を集めて議論をしていくことが重要といったような整理をいただいております。

また、最後でございますが、今回、電話網がIP網に移行するというところで、移行後の音声通信につきましては、NTT東日本が大阪府に、NTT西日本が東京都にゲートウェイルータを設置しており、これまで、当該事業者がサービスを提供する地域に設備を設置するというのを基本的な考え方としてきた第一種指定電気通信設備制度でございますので、今のままの制度体系ですと、NTT東日本が大阪に置いている設備は指定することが困難な状況でございますので、こういったものについてもきちんと制度として対応できるようにすべきであるという整理をいただいたところでございます。

12ページは、電話網が現在からIP網移行後にどういった接続形態に変わっていくか。先ほど申し上げたとおり、左側の現状のところは都道府県でつながっているものが、右に行くと東京、大阪の2か所につながるようになります。

次の13ページが、今度はインターネット接続でございますが、左側のPPPoE接続は基本、都道府県でつながってございますけれども、右側のIPoE接続ということで、直近のところでは、IPoE接続の方がトラヒックとしてはPPPoE接続よりも多くなって逆転をしている状況でございます。

14ページは「おわりに」ということでございます。こちらについては、まず、最初の部分ではこれまでの経緯について触れた上で、2つ目の丸では第1章で御整理いただいた事項について記載をし、3つ目の丸で第2章で御整理いただいたところ、4つ目の丸で今申し上げた第3章での整理について記載をいただいた上で、一番最後に、総務省においてきちんとこの報告書の整理に沿って所要の制度整備等を行うことが適当である旨、また制度整備等を行った後も、競争状況等を踏まえて、必要に応じて制度等の見直しを行っていくことが適当といったような整理を記載いただいているところでございます。

全体は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○森川部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、先生方から御意見あるいは御質問等ございましたらお知らせいただけますか。

初めに熊谷委員、お願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

○熊谷委員　ありがとうございます。御説明いただきました報告書について、大きく2点コメントをさせていただきます。

まず、第1点でございますけれども、加入電話から携帯電話に通話する際の通話料金が、これまで長年にわたり3分120円といった水準に高止まりした件については、今御報告があったとおり、着信側の携帯電話事業者が料金を設定する形になっていたため、競争が機能してこなかったことの表れであると考えています。

この点については5ページ目で御説明いただきましたとおり、今般の接続政策委員会での議論を通じて、今年10月に料金設定権が発信側のNTT東西に移ることとなったこと、またその結果、通話料金が3分48円と半額以下に引き下げられることとなったのは、委員会での議論の大きな成果であると考えます。総務省においては、今後も引き続き本件のように競争が機能していない状況が市場において生じていないか、実態を注視していただきたいと思えます。

第2点でございますけれども、第一種指定電気通信設備制度の見直しについては、I

P網への移行に伴うサービスや設備の変化という時代の変化に対応して制度の見直しを図るものであり、本答申案の方向で議論を進めることでよろしいかと思ひます。

私からは以上2点でございます。ありがとうございます。

○森川部会長 熊谷委員、ありがとうございます。

それでは続きまして、岡田委員、お願いできますか。

○岡田部会長代理 ありがとうございます。岡田です。私からも2点コメントさせていただきます。

先ほどの熊谷委員とちょっと重なるのですが、概要の報告資料の5ページにありますとおり、I P網への移行後に向けた音声接続料の在り方という点に関して、発信側の課金ということに大きく制度が変更された。長年にわたる懸念であったボトルネック条件に伴う競争の欠如、それに伴う高い料金設定ということについて長年懸念があったわけですが、これが今回の答申に基づいて大きく解消される、これは大変意義深いことであると思ひます。それが1点です。

もう1点は、接続制度の見直しを第3章で御検討されているということですが、これは今般の発信者課金に移ったこととも関連するのですけれども、今後競争が望まれるフィールドが、発信者側の設備投資ベースの競争、あるいはミックストバンドリングに基づく競争といったことへとよりフォーカスが移っていくことになるのだらうと思ひます。

そういうことを促進するように、加入者アクセス網の占有についての懸念というのが3章でも御指摘を的確にされているとは思ひますが、こういうことについて今後一層の注視が必要であらうと思ひます。

私からは以上です。

○森川部会長 岡田委員、ありがとうございます。ほかの先生方から何か御質問あるいは御意見等ございますか。いかがですか。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょう。

ありがとうございます。熊谷委員と岡田委員からもコメントいただいたように、総務省のほうとしてはこれからはしっかりと注視いただきたいと思います。

ほかに御質問、御意見がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、ただいまの御説明を了承して、資料57-2-1、接続政策委員会からの報告書を当部会の答申(案)とし、答申案について広く国民から意見を募集することとしたいと思ひますが、いかがでしょう。御異議がある場合には、お知らせいただければ幸いです。

(異議の申出なし)

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、この案につきまして意見募集をすることとして、意見募集の期間や手続などについては事務局に一任したいと思います。

ありがとうございました。

閉 会

○森川部会長 以上で本日の議題は終了いたしました。

皆様方から何かございますでしょうか。

事務局から何かございますか。

○成田総合通信管理室長 特段ございません。

○森川部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。

次回の日程につきましては、開催日が決まり次第、事務局より御連絡差し上げます。

以上で閉会といたします。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。

以上

(審議による修正前後)

社会経済環境の変化に対応した公衆電話の在り方答申(案)に対する意見及びその考え方 【案】

意見募集期間: 令和3年5月21日(金)～6月21日(月)
案件番号: 145209741

意見提出者一覧

意見提出者 13件(法人5件、個人8件)

受付	意見提出者(提出順)
1	個人 A
2	個人 B
3	個人 C
4	個人 D
5	KDDI 株式会社
6	個人 E
7	個人 F
8	東日本電信電話株式会社
9	ソフトバンク株式会社
10	個人 G
11	個人 H
12	西日本電信電話株式会社
13	楽天モバイル株式会社

意見	考え方	修正の有無
<p>いものの、たとえば駅に設置されているものは、終電時間帯後にも使用が継続されてしまうと当該施設従業員が時間超過で本来業務ではない慣れない対応に従事する、過重労働に繋がりがねません。</p> <p>○ その点災害用公衆電話は 24 時間の対応が前提である避難所等に設置される上に、避難所の場所はよく知られているところでありますから、上記の問題をある程度解決できる物であると思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人 G)</p>		
<p>第4節 災害時用公衆電話の設置基準の考え方について</p>		
<p>意見 11</p> <p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話については、現行の設置状況を踏まえた基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、定義を引き続き検討していただきたい。</p>	<p>考え方 11</p>	
<p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同します。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められていることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(東日本電信電話株式会社)</p> <p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同します。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められていることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話についても、災害時において果たす役割は事前設置型と同じであることから、引き続きどのようにすべきかについては継続して検討することが必要と考えます。</p>	<p>無</p>

意見	考え方	修正の有無
<p>いものの、たとえば駅に設置されているものは、終電時間帯後にも使用が継続されてしまうと当該施設従業員が時間超過で本来業務ではない慣れない対応に従事する、過重労働に繋がりがねません。</p> <p>○ その点災害用公衆電話は 24 時間の対応が前提である避難所等に設置される上に、避難所の場所はよく知られているところでありますから、上記の問題をある程度解決できる物であると思います。</p> <p style="text-align: right;">(個人 G)</p>		
<p>第4節 災害時用公衆電話の設置基準の考え方について</p>		
<p>意見 11</p> <p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話については、現行の設置状況を踏まえた基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、定義を引き続き検討していただきたい。</p>	<p>考え方 11</p>	
<p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同します。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められていることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(東日本電信電話株式会社)</p> <p>○ 事前設置型の災害時用公衆電話の設置については地方自治体等との協議が必要であり、現行の設置状況を踏まえた一定の基準を定め、必要に応じて見直すことに賛同します。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話については、無線・衛星等の技術変化も激しく、災害の種類や規模などそれぞれの状況に応じた対応が求められていることも考慮し、定義を引き続き検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">(西日本電信電話株式会社)</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ 事後設置型の災害時用公衆電話についても、災害時において果たす役割は事前設置型と同じであることから、ユニバーサルサービス制度として位置づけることとした上で、どのように定義するかについては、引き続き検討することが必要と考えます。</p>	<p>無</p>